

第 1086 回教育委員会 進行要領

令和 2 年 7 月 16 日

14:00~14:50

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1086 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、3名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「英語教育実施状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

令和元年度英語教育実施状況調査の概要について、御説明申し上げます。昨日公表され、本日の朝刊にも掲載されておりました。資料の報告 1-1 ページを御覧ください。中学校と高等学校の結果が記載してありますが、最初に右側の高等学校について御説明申し上げます。生徒の英語力、教員の英語力等について、これまでの取組みの成果が見えております。右側一番上の高等学校における生徒の英語力について御覧ください。生徒の英語力は、外部試験で国際的な英語力の指標である C E F R の A 2 以上、英検で言えば準 2 級以上を取得している生徒数と指導する教員によって A 2 以上の英語力を有していると判断される生徒数の合計として算出されます。

令和元年度については 44.3% であり、ここ数年は横ばいのように見えますが、令和元年度に大学入試改革が検討される中で、指導の充実が図られてきました。その結果、44.3% の内数として、英検を受検し、合格した生徒数が増加しており、その割合をみると 27.9% と前年度に比べて 8.5% 増加しております。

高等学校の二段目の表を御覧ください。英語検定の資格取得については、教員の英語力も同様の傾向が見られ、令和元年度は 71.3% となり、前年度に比べて 11% の増加でございます。以上のように高等学校におい

ては、生徒・教員ともに資格取得の増加というかたちで取組みの成果が見られる結果となりました。

次に、左側の中学校について御覧ください。中学校については、課題の見える結果でございました。中学生は、CEFRのA1以上の英語力、英検で言えば3級であります。本県は34.8%ということで、全国平均と比較して課題の残る結果となりました。特に、英検等の外部試験では普段の授業では機会の少ない聞く力と話す力を測定しているということもあり、これらの力を向上させることに力を入れていく必要があると考えております。

次に教員の英語力についてでございます。左側の上から二つ目の表を御覧ください。CEFRのB2以上の英語力、英検で言えば準1級以上になりますが、これを有している教員は25.2%でございました。全国との差も少し開いており、教員の英語指導力の重要な要素である英語力の向上は、喫緊の課題であると認識しております。生徒を指導する際の学習到達目標を定めるCAN-DOリストの設定状況については、下の表になりますが、設定率は100%となっております。今後は効果的な活用を促進して参りたいと考えております。

続いて、生徒が英語で表現する力を量るパフォーマンステストの実施状況について説明いたします。これは話すことと書くことのテストの実施状況になりますが、両方のテストを行っているという回答した割合は、83.6%で、昨年度よりも向上しております。生徒の英語を用いた言語活動の割合については、授業の半分以上を英語を用いて行っていると回答した割合になるわけですが、これも78.4%と昨年度よりも8.2%増加しました。英語を用いた活動を通して生徒に英語力をつけようとする意識の表れと捉えております。小・中連携の状況については、教員の情報交換や相互の授業参観、小中を通したカリキュラム作成を行っている割合となりますが、80.2%と前年度に比較して9.8%上昇しており、本県が29年度から実施している小・中学校連携による英語教育推進事業を含め、各地区において児童・生徒の英語力を小、中、高を通して伸ばしていこうとする体制が強化されていると感じております。

中学校の評価を総合的にみると、学習到達目標を設定し、英語を用いた活動時間を確保し、指導するという意識が高まっているものの、生徒の英語力の向上に結びつくまでにはまだ至っていないということが言えます。また、英語で効果的に授業を行うためには、当然のことながら教員の英語力も欠かすことはできません。生徒の英語力の向上と大きく関連しておりますので、これも喫緊の課題と捉えております。義務教育課としては、今後、市町村教育委員会とさらに連携を取ることで、教員の指導力を向上させることが不可欠であると捉えております。市町村教育委員会と現状の課題を共有した上で、教員の指導力向上、生徒の聞く力・話す力を中心とした英語力の向上に向けて取り組んで参りたいと思います。具体的にはその下にありますように、5つの取組みを掲げております。一つ目は、市町村教育委員会訪問による情報の共有と支援体制を取っていききたいと考えております。二つ目としては、英語担当指

導主事のいない市町村教育委員会がありますので、県教委による支援を行って参りたいと考えております。三つ目には、指導力を向上させるための研修会を充実させていきたいと考えております。四つ目は、本県事業の協力校や成果の上がった学校もありますので、そのような優れた実践例を県内に広く発信して参りたいと考えております。五つ目には、授業改善に向けた具体的な指導に関する資料や動画の発信を行って参りたいと考えております。以上の取組みを通じて、英語を用いて生き生きとコミュニケーションを図ることができる生徒の育成を目指して、本県の英語教育を推進して参りたいと考えております。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武田委員>

山形県に限らず全国的になのですが、教員の英語力と生徒の学力の相関関係が示されているのでしょうか。

<義務教育課長>

関係を調査してみると、相関関係はあると思います。英語力のある教員が指導すると、生徒の学力も伸びることが分かってきております。

<涌井委員>

平成30年度と令和元年度の中学校についてですが、全国的に生徒の英語力と教員の英語力の両方とも上昇しておりますが、山形県では低下しています。この理由は何かあるのでしょうか。

<義務教育課長>

以前だと各学校で受検できたわけですが、それが今は行われておりません。そのような意識の問題もあるのかなと思います。ただし、支援している市町村教育委員会も増えてきておりますので、今後はそのような呼びかけをして参りたいと考えております。

<涌井委員>

流れと逆行している状況なので、来年度に期待しております。

<菅間教育長>

ほかになれば次に(2)「令和3年度使用教科用図書について」、高校教育課長及び特別支援教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

次年度に県立学校で使用する教科書について、例年8月の定例教育委員会に付議しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る臨時休業の影響により、高等学校において選択科目のガイダンス等を例年行っている春の時期に行えなかったことから、各高校の県教育委員会への令和3年度使用教科書に関する報告期限を例年より遅く設定しております。一方、県立中学校及び特別支援学校小学部・中学部については、8月31日まで採択することと法令で定められております。そのため、今年度については、県立中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科書を8月に、県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科書については、教育委員会事務局による集約作業に時間を要することから、9月の定例教育委員会に付議する予定で、

選定理由及び授業数確認の作業を現在行っているところでございます。

それでは、教科書採択の概要について、御説明申し上げます。報告2-1ページを御覧ください。ここでは、教科書が採用されるまでの基本的な流れを示しております。「1 基本的な流れ」は、教科書発行者において編集された教科書が検定・採択等の手続きを経て、児童・生徒に使用されるまでの経緯を示しております。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告され、需要数の集計結果に基づき、各教科書発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示いたします。この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給し、児童・生徒の手に渡し、使用されることとなります。

続いて、「2 教科書の採択」でございしますが、(1)にございすように使用される教科書採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会に、国立・私立学校については、校長にございます。次に「(2) 県立学校の令和3年度使用教科書採択に関する基本方針」でございしますが、県立学校の教科書の採択方法については、法令上、具体的な定めはございません。そこで、本県では県立学校の教科用図書は校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択するという基本方針を平成9年4月の教育委員会で定め、毎年、県立学校に通知しております。

次に、報告2-2ページを御覧ください。これは、令和3年度使用県立学校教科書採択までの流れについてでございます。1、2のとおり各学校において、4月から教科書の調査研究を行うとともに、教科書選定委員会を設置し、選定作業を行って参りました。県立高等学校については、令和元年度教科書検定において、新たに申請された図書がなかったため、平成29年度までに検定に合格した図書の中から、採択を行うこととなります。

報告2-5ページからの参考資料Aを御覧ください。こちらは高等学校の教科書目録の抜粋でございます。各学校では、こちらの目録に掲載されている図書の中から各校の教育目標や生徒の実態に合わせて最適なものを教科書として選定しております。

次ページの資料は、各教科書発行者が文部科学省に提出した編修趣意書でございます。こちらには各教科書の編修の趣旨及び基本方針等が整備されております。教科書の概要を把握することができる資料となっております。

報告2-11ページからを御覧ください。参考資料Bでございしますが、中学校の目録及び編修趣意書の一部を掲載してございます。また、特別支援学校については、報告2-15ページから参考資料Cとして、令和3年度用特別支援学校、特別支援学級用一般図書一覧に掲載されている教科書についても調査研究と選定作業を行っております。

報告2-2ページにお戻りください。現在は、3の教科書審査として、県立学校で使用する教科書の審査を県教育委員会の事務局において、実施しているところでございます。中学校は4年に1度、教科書検定が行われ、4か年継続して同じ教科書を使用することとなっており、昨年度

に採択をしていただいたのですが、新しい学習指導要領に準拠した教科書の検定が昨年度に行われましたので、今年度再び採択していただくこととなります。なお、今年度採択していただく中学校用教科書は令和3年度から6年度まで4年間継続して使用することとなります。本日はこの表の4にあたる教科書採択について、教育委員の皆様にご報告をさせていただきます。この後でございますが、5の教育委員会付議資料作成作業といたしまして、各校から提出された教科書の選定一覧表及び選定理由書を整理いたします。さらに、6の教育委員による教科書研究のとおり8月及び9月の定例教育委員会において、各校の教科書選定状況一覧、教科書選定の観点及び教科書選定理由を御確認いただき、7の教科書採択について付議するという流れになっております。その後、9の教科書需要数の集計作業を進めまして、10にありますとおり9月16日までに文部科学大臣へ需要数を報告させていただきます。

なお、高等学校用教科書については、無償給与対象になりませんので、各人が購入するものとなっております。続けて、特別支援学校について御説明申し上げます。

<特別支援教育課長>

それでは、続けて県立特別支援学校で使用する教科用図書について御報告いたします。報告2-4を御覧ください。1の文部科学省検定済教科書は、通常の小学校、中学校及び高等学校で使用しますのでございます。2の文部科学省著作教科書は、文部科学省が著作の名義を有する教科書で、このうち(1)については、特別支援学校視覚障がい者用の点字版ということで、検定済の教科書を点字訳した教科書になります。

(2)の特別支援学校聴覚障がい者用は、障害による聞こえにくさに配慮し、発音や言葉の使い方を学ぶ際に使用するものになります。(3)の特別支援学校知的障がい者用は、いわゆる星印本という呼び方をしておりますが、星の数が増えるほど内容が難しくなります。中学部用の星印本は、これまで四つ星だけでしたが、学習指導要領の改訂に伴って、中学部の内容が二段階で示されたことにより、令和3年度から四つ星本が改訂され、さらに新しく五つ星本が発行されるという経緯になっております。

3の一般図書(特別支援学校・特別支援学級用)のうち、(1)絵本等の図書は児童生徒の知的障がいの障害の状況に応じて、検定の教科書や著作の教科書では、指導できない場合に使用することができます。なお、この内容の詳細については、報告2-10を参考として御覧ください。(2)の点字版教科書は、「地図」と先ほど申し上げました2の(1)以外の教科について、作成されている教科書になります。(3)の拡大教科書は、弱視の生徒が使用する教科書で、検定済教科書の拡大やレイアウトを変更し、見やすくしたものでございます。

特別支援学校の小学部・中学部については、8月31日までに採択することとされているため、県立特別支援学校の来年度の使用教科書については、8月の定例教育委員会への付議に向けて、手続きを進めているところでございます。8月には各県立特別支援学校が選定した全ての学

部の教科書一覧と各学校の選定の観点、選定理由を記載した教科書選定理由書を御覧いただくという予定でございます。

以上、県立特別支援学校で使用する教科書用図書についての報告を終わります。

<菅間教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議1-1を御覧ください。議第1号については、先月の教育委員会でもお断りをさせていただいたところですが、県議会6月定例会において追加提案をされた令和2年度山形県一般会計補正予算（第3号）について、地教行法第29条に基づき、6月24日付で山形県知事から意見を求められましたが、緊急に処理する必要があったため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処分したことについて承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。追加提案の概要でございます。「令和2年度6月補正予算（追加提案）の概要」の「1 総括表」の「合計」の行でございますが、今回の補正予算額につきましては、合計で17億929万8千円の増額となり、補正後の累計予算額は、1,067億1,545万9千円となります。

続いて、「2 補正予算の概要」について、御説明申し上げます。今回の補正は、政府の第2次補正予算を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る学校での対応等に関する補正予算となっております。

表の一番上の「学習指導員の配置」については、臨時休業等に伴う未指導分の補習への対応や児童生徒一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校教育を支援する学習指導員を小・中学校及び県立高等学校に配置する経費として、10億4,075万4千円を計上したものでございます。

次に、「スクール・サポート・スタッフの配置」については、消毒、換気による新型コロナウイルスの感染防止や「新・生活様式」への対応など教育現場の業務量の増加に対応するため、教職員の事務を補助するスクール・サポート・スタッフを小・中学校及び特別支援学校に配置する経費として4億6,354万4千円を計上したものでございます。

続いて、「県立学校における感染症対策や学習保障に対する取組み」については、県立学校における感染症対策のための消毒液等の衛生物品や生徒の学習保障のために必要な補習等で使用する教材を購入する経

費として1億6,500万円を計上したものでございます。

その下の「奨学のための給付金の拡充」についてでございます。高校生の授業料以外の教育負担を軽減するための給付金について、オンライン学習等に必要な通信費を支援する経費として2,000万円を計上したものでございます。

最後に、「部活動全国大会の代替地方大会の開催支援」については、新型コロナウイルスの影響により中止されることとなった中学校体育大会や高等学校総合体育大会等の全国大会の代替となる地方大会の開催を支援する経費として2,000万円を計上したものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長> 議2-1を御覧ください。議第2号について、御説明申し上げます。教育職員の業務量の適切な管理ということで、学校における働き方改革に関連した規則の制定でございます。御覧いただいているページの一番下にありますが、教員のいわゆる残業時間を1か月について45時間、1年について360時間の範囲内とするために業務量の適切な管理を行うという規則の制定でございます。

議2-3を御覧ください。「1 制定理由」についてでございます。令和2年4月1日から施行されている改正給特法に基づいて、文部科学大臣が定めた指針を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、県教育委員会が講ずる措置について必要な事項を定めるものでございます。

続いて、「2 規則の概要」についてでございます。県立学校の教育職員の服務監督権者である県教育委員会は、文部科学大臣が定めた指針による「在校等時間」の考え方に沿って、県立学校教育職員の勤務状況を適切に把握するとともに、在校等時間の超過勤務時間に関しても、指針が示す基準に準拠したものとし、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な手立てを県教育委員会が講じていくものでございます。表にあるとおり在校等時間の超過勤務時間の上限を1か月について45時間、1年については360時間とし、特例的な扱いの際は、上限を月100時間未満、年720時間以下としております。さらに、複数月平均で月あたりの平均が80

時間を超えない、1年のうち超過勤務時間が45時間を超える月数は6月までとするということも示しているところがございます。施行期日は公布の日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようよろしくお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<山川委員> 以前も説明いただいたと思いますが、在校等時間には、具体的に何が含まれているのか確認をさせていただきます。

<教職員課長> 教員の時間外勤務というのは、非常に限定された項目になっておりますが、実際は部活動や授業準備のために遅くまで学校に残っているという状態でございます。そのため、文部科学省としては正規の時間外勤務以外にも部活動や授業準備等の時間も含め、在校等時間として教員の業務量を管理する際の基準としているところがございます。そこで、学校にいた時間が在校等時間となるわけですが、例えば部活動や出張において、学校外で勤務することもございますので、その分も含めて在校等時間としております。

<武田委員> 特例的な取扱いとは、具体的にどのようなことがありますか。

<教職員課長> 特例的の扱いについては、文部科学省においても具体的に例示をしておりますが、例えば、学校内でいじめが発生した等の予見できないような業務が発生したような場合は、特例的な取扱いとなります。

<武田委員> 事例によって特例にあたるかどうか判断するということでしょうか。

<教職員課長> そうです。

<菅間教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長> 議3-1を御覧ください。初めに改正内容についてですが、今回の規則改正は、山形県事務処理特例条例の改正に伴い、いわゆる規則の項ずれがあったため、改正するものでございます。この規則は県教育委員会

の権限に属する事務のうち、特例的に市町村が処理するものの範囲を定めたものでございます。例えば、市町村立学校職員に対する給与の支給については、本来は県教育委員会の権限に属する事務ですが、このうち住居手当や通勤手当等の事務については、現在、市町村で行うこととなっております。その根拠規定となるのが、山形県事務処理の特例に関する条例やこの度改正する規則となっております。

議3-3を御覧ください。この資料は改正する規則の基となる条例の改正内容でございます。資料にある新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、山形県文化財保護条例及び条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務が、今年4月に知事部局の所管となった結果、第3項で規定していた市町村立学校職員の住居手当及び通勤手当に関する事務は繰り上がって第2項で規定することとなりました。

議3-2を御覧ください。規則改正の内容としては、住居手当に関する部分については、第3項第1号が第2項第1号に、通勤手当に関する部分についても第3項第2号が第2項第2号に変わるというもので、内容等に修正はございません。施行期日は公布の日からとなります。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第4号「令和3年度山形県立高等学校の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第4号について、御説明申し上げます。議4-1ページを御覧ください。この議案は、山形県立米沢工業高等学校専攻科の入学者募集を行う必要があるため、提案を行うものでございます。募集するのは、生産情報科で入学定員10名です。

続いて、専攻科の入学志願要項について、説明いたします。議4-2ページを御覧ください。志願資格は令和3年3月に高等学校を卒業見込みの者又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、募集区域は県下一円です。願書の出願期間は、9月7日から18日正午までとしております。入学者選抜は、10月3日に学力検査と面接を実施し、10月8日に合格発表を予定しております。

今年度は各高等学校臨時休業による1学期の学習評価の遅れや生徒、保護者及び学校との進路相談の期間の確保等に配慮し、例年よりも6週間程度日程を遅らせて実施します。また、入学定員に満たなかった場合でございますが、1月に二次募集を行うこととしております。

次に、入学定員 10 名の内訳でございますが、議 4 - 3 ページを御覧ください。生産情報科には、3 つのコースを設定しており、情報技術コースは約 4 名、生産システムコースは約 3 名、生産デザインコースは約 3 名でございます。修業年限は全てのコースで 1 年又は 2 年となっております。地元からの強い要望もあって、平成 15 年度に専攻科を設置以来、これまで 103 名の修業生が実践的な専門技術を身に着けた上で、地元企業等に就職し、活躍しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

< 菅間 教育長 > ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

< 菅間 教育長 > なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > 御異議なしと認め、議第 4 号は原案のとおり可決いたします。

< 菅間 教育長 > 次の議第 5 号及び議第 6 号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 5 号及び議第 6 号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

< 菅間 教育長 > これで、第 1086 回教育委員会を閉会いたします。